

地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本的改善を求める意見書

国民には、「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」（憲法第25条）があり、働く際の労働条件は、「人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」（労働基準法第1条）と定められている。働けば貧困にあえぐことなく生活ができて当然であり、これを保障する制度のひとつが最低賃金法である。

現在の福島県の最低賃金は「時給額618円」であるが、この金額で1日8時間、月22日働いても、月収は108,768円であり、一般的な生活を支える水準ではない。この水準の低さが、働いても生活することができない「ワーキングプア」をうみだす大きな要因となっているとも指摘されている。

また、低賃金の広がり、社会保険料未納者の増加や、少子化を加速させるなど、社会基盤を危うくさせる原因ともなっている。同時に、現在の最低賃金制度では、地域間格差が広がることに歯止めをかけられない問題を含んでいる。国民生活の最低保障を支えるための整合性ある制度を構築すべきである。なお、全国一律最低賃金制度の法制化については、今後、検討努力すべきであると同時に中小企業の下請単価の底支えとし、地域経済の回復と持続的発展をはかることが重要である。

よって、政府においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地域別最低賃金の改定にあたっては、最低賃金法の趣旨に基づき、生計費原則に基づいて、健康で文化的な最低限の生活が保障されるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月22日

郡山市議会